

## 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること

### ■ 食物栄養学科（栄教二種免）

- (1) 入学時オリエンテーションで、「学生生活のしおり」を基に教職課程の説明をし、同時に「栄養教育実習を履修するにあたっての留意事項」を1年生全員に配布し、2年次の教育実習には成績等の制限を満たさないと教育実習を受けられないことを明示し、1年次から努力するように指導している。
- (2) 1年前期から専任教員担当の教職科目を開設して、疑問点に応えられる体制をとっている。
- (3) 11月か12月に栄養教育実習報告会を開催し、教育実習を行った2年生全員が、教員免許希望の1年生の前で体験を報告する。栄養教育実習の心構え、大変な点、またやりがいのあった点を率直に1年生の前で話すことで、1年生に対し教職課程をとる意欲が更に高まるか、自分が教職に向いているか等のよい判断材料となっている。
- (4) 1年次の終わり頃、栄養教育実習への参加学生の判定を実施しているが、学業・意欲や態度・今後の科目履修等に関し必要な指導を実施
- (5) 2年次は開設科目「栄養教育実習指導(1単位)」等で模擬授業の訓練を積んで栄養教育実習に出る。実習期間前には事前指導を徹底し、実習中は実習先へ教員が巡回して指導する。
- (6) これは教員免許の履修指導ではないが、栄養士養成のための給食施設実習の履修指導で、栄養教育実習の前の週に当該学校で給食実習をすることとし(給食センター方式の場合は当該給食センター)、栄養教育実習までに、学生に当該校の給食の様子などを把握させている。